「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく「森林環境保全整備事業 (保育間伐活用型)」を実施する者の決定について

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号) に基づく民間競争入札を行った「森林環境保全整備事業(保育間伐活用型)」については、次のとおり当該事業を実施する者を決定いたしました。

- 1 実施者の名称 つがる森林組合
- 2 契約金額 90,106,800円 (税込み) (事業期間 平成25年10月8日~平成27年11月30日までの3か年度)

3 実施者決定の経緯及び理由

国有林の間伐事業における民間競争入札実施要項に基づき、森林管理局で設置する技術審査会等において、入札参加者から提出された企画提案書について審査した結果、必須項目を全て満たしていたため、評価基準表による評価、得点の付与を行った。

平成25年7月31日に開札したところ、入札価格が予定価格を上回り、不落となった。 このため、再入札を実施したが、入札価格が予定価格を上回り、落札者がいないことと なったこと等から、最低価格の応札者と協議を行った結果、不調となったため、さらに 2番札の入札者と協議を行い、予定価格の範囲内で実施要項と同様の条件で業務を実施 できることが確認できたため、上記の者を実施者としたもの。

4 当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

実施者が行う業務は、事業全体の企画立案及び進行管理等、間伐、路網整備からなる。本事業の実施に当たっては、現場代理人1名ほか技能者22名を配置しつつ、壊れにくく耐久性があり開設及び管理が低コストな路網を整備した上で、高効率な作業システムを構築することにより、より良質かつ低廉な間伐を実施する。